

○国土交通省告示第百五十八号

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項の規定に基づき、東日本大震災に伴う同項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例を次のように定める。

平成二十四年二月十日

国土交通大臣 前田 武志

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であつて、二以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和三十九年建設省告示第千三百三十三号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第六号の規定の適用については、同号中「法人（営利法人を除く。）」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。